

◎新潟県告示第53号

身体障害者福祉法施行令（昭和25年政令第78号）第3条第2項の規定により、次の医師は、身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第1項の規定による医師の指定を辞退した。

令和2年1月10日

新潟県知事 花 角 英 世

氏 名	担当する 医療の種類	従事する病院又は 診療所の名称	所 在 地	辞退年月日
細山 秀三	眼科	細山眼科医院	上越市中央1-12-12	R1.10.31
中曽根 豊	整形外科	富永草野医院	三条市興野2-2-25	R1.10.16